
新ごみ処理施設整備・運営事業業
入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

令和5年9月1日

大牟田・荒尾清掃施設組合

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	10	第3章	2	(1)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件	カの要件はあくまで入札参加時の建築物の設計・施工を行う者の要件であり、工事実施時に建設事業者が登録する建設業法上の監理技術者は、P.10(2)オに記載の「清掃施設工事」に係る監理技術者資格を有する者1名という理解でよろしいでしょうか。その場合、カの要件は「建設業法の規定による「建設工事」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご質問に「建設工事」とありますが、「建築工事」との理解で回答します。建築物の設計・施工を行う者、及びプラント設備の設計・施工を行う者からそれぞれ、監理技術者を配置すること。
2	10	第3章	2	(3)	本施設の運営を行う者の要件	アの要件で「運営実績を元請として有すること」とありますが、これは運転管理業務又は維持管理業務をSPCから直接受託した実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、自ら出資したSPCに限ります。
3	10	第3章	3		構成企業の制限	大牟田市の「大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の運用基準」は、本事業でも適用され、手持ち工事数によって特定の建設企業が参加できないことも有り得ますか。	大牟田市の「大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の運用基準」は、本入札では適用されないこととします。
4	12	第3章	5	(2)		運営事業者の本店所在地については無償で本施設内に設置することを認める、との記載がございますが、無償で設置することを認められるのは、運営開始時から（本施設がSPCの事務所として機能するようになってから）という理解で宜しいでしょうか。また、それ以前の期間（工事中など）は運営事業者が自己負担で本店所在地を確保するという理解でよろしいでしょうか。	運営事業者の本店所在地については、事業期間中に限り無償で本施設内に設置することを認めます。 運営開始前については、事業者負担にて構成市内に本店所在地を確保ください。
5	13	第3章	6	(1)	予定価格	令和5年6月9日付回答書の入札説明書にかかる質疑No.22にて、予定価格を「最新の実勢価格等に基づいて算出しています」と回答頂きましたが、実勢価格ゆえに、令和5年5月10日の公告日時点、または令和5年4月頃での物価相場で算出された予定価格であるとの理解でしょうか。国土交通省より令和4年4月26日に示された国不建第54号『労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について』と『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』（令和4年5月20日閣議決定）に則って、予定価格が算出されたかについてご確認したく質問しております。	資材価格の高騰等に関する国からの通知等を考慮し、最新の実勢価格等に基づいて算出しています。
6	32	別紙2	2	(2)	ア 運営業務委託料の算定方法	運営業務委託料Aの固定費 i の費目として、「負担金等（負担金、公課費及び税金等）」と記載がありますが、登録免許税も含まれておりますでしょうか。また、その他具体例がございましたら、ご教示ください。	入札参加者の提案金額に含めて頂いて構いません。費目の例示はしません。入札参加者の提案によるものとします。
7	33	別紙2	2	(2)	ア 運営業務委託料の算定方法	運営業務委託料Aの固定費 iii の対価の算定方法として、「補修費用は、運営期間(19年9か月)平準化した金額とする。」と記載があります。あくまで上記は対価については平準化した金額を記載する必要があるという意味であり、様式第15号-6-5(別紙1)及び様式第16号(別紙2)では費用発生ベースで記載するという理解で宜しいでしょうか。なお、上記様式においても平準化する場合には、様式第15号-6-5(別紙1)損益計算書内の営業費用には費用発生ベースで記載し、営業収入の固定費 iii のみ平準化した金額を記載するという理解で宜しいでしょうか。また上記の通り営業収入の固定費 iii にて平準化する場合は、事業期間19年9か月を月数で均等割りし、割り切れない端数は最終年度で計上するという理解で宜しいでしょうか。	様式第15号-6-5(別紙1)の①営業収入のうち、固定費 iii は実際に組合が支払う平準化した金額をご記入ください。様式第16号(別紙2)では費用発生ベースで記載してください。双方の様式の整合とは運営期間を通じた固定費 iii の総額が同額であることとお考えください。 中段、後段はお見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	4	第1部	第3章	1.4	事業方式	同章(8)「事業期間」にて、令和30年3月31日迄の“19年9か月”と運営期間のお示しがある中で、「本施設を30年以上にわたって使用することを前提」とありますが、この記載は、“竣工後30年間にわたって本施設の性能品質を保証すること”を事業者に要求水準として求めた記載ではないとの理解でよいでしょうか	お見込みのとおりです。 30年以上を見据えた上で、建設費+点検修繕費（LCC）が最も安価になるよう本事業を行っていただくことを求めています。
2	6	第1部	第3章	2.2	(6) 排出管理業務	「入札説明書等に関する質問書（第1回）」の「2 要求水準書に対する質問 NO. 1」において「飛灰処理物の搬出を天蓋付ダンプ車（10t車）に積み込むこと」と回答して頂きました。一方、同回答内で「飛灰を埋立処分する場合については、無害化処理を行い、飛灰処理物貯留設備で保管し、天蓋付ダンプ車（積載容量25m ³ 程度）に積み込む」との記載があります。飛灰処理物搬出用の天蓋付ダンプ車の仕様については焼却灰と同じ10 t 車を想定することでよろしいでしょうか。	質問2行目の「飛灰焼却物」の搬出については、「焼却灰」の搬出の誤りであるとの前提で回答します。 お見込みのとおりです。 なお、「入札説明書等に関する質問書（第1回）」の回答を次のとおり訂正します。 ・（ジェットパック車等）⇒（ジェットパック車（積載容量25m ³ 程度）等） ・天蓋付ダンプ車（積載容量25m ³ 程度）⇒天蓋付ダンプ車（10 t 車） また、要求水準書の114ページ第8章灰出設備の9行目「フレコンバックに詰めた上で、」は削除とします。
3	29	第2部	第1章	3.1	工事の着手	令和5年6月9日付回答書の要求水準書にかかる質疑No.35にて、「現状のまま引き渡しますの で、不要なものは、全て事業者にて撤去してください」と回答いただきましたが、建設予定地西側(形質変更時要届出区域)の解体撤去を行うにあたって、地中の残置物(基礎、杭)をどこまで撤去すべきかについてお示しいただけますか。また、お示された資料に記載のない基礎残置物、杭残置物については、本事業の新設計画上、撤去が不要なものは、撤去しないでよいとの理解でよいでしょうか。令和5年6月9日付回答書の要求水準書にかかる質疑No.95にて「対象物によっては残置することも可能」との回答との整合性についてお尋ねしています。	落札者の提案に基づき本事業を実施するにあたり支障のある範囲について撤去することを予定しています。
4	35	第2部	第1章	第4節	材料及び機器	「(1)海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記のとおりとし、事前に本組合の承諾を受けること。ア 本書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。」とありますが、事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働させた実績を有することを条件に、海外での製造をご承諾いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 承諾にあたっては、国内のエネルギー回収型廃棄物処理施設における採用実績、国内で生産した場合のJIS規格、基準等と同等以上であることが証明できるようにしてください。
5	35	第2部	第1章	第4節	材料及び機器	「イ JIS等の国内の諸基準や諸法令と同等な材料や機器等とすること。」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	可とします。 No. 4の回答を参照してください。
6	35	第2部	第1章	第4節	材料及び機器	「イ JIS等の国内の諸基準や諸法令と同等な材料や機器等とすること。」とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか	可とします。 No. 4の回答を参照してください。
7	35	第2部	第1章	第4節	材料及び機器	「ウ 検査立会を要する機器・材料については、原則として本組合が承諾した検査要領書に基づき、検査を実施すること。(検査要領書に記載した部分については建設事業者が立会検査を行うこと。)」とありますが、お立会い検査に必要な費用を事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	不可とします。 国内で検査を行うようにしてください。
8	159	第2部	第3章	3-2	イ オペレーターズ コンソール	「(ウ) d ハードディスク RAID1、f 二重化ボード」との記載がありますが、エンジニアリング機能及びデータサーバー機能を持たせた管理用コンピュータはハードディスクを二重化し、オペレーターズコンソールは複数台設置による冗長化を行うことで、信頼性の高いシステムを構築しておりますので、ハードディスクの仕様及び二重化ボードの設置有無については、事業者にて提案することをお認めいただけないでしょうか。	提案を可としますが、詳細は実施設計時に協議のうえ判断します。
9	140	第2部	第3章	1.1	1-1概要	添付資料4に第1柱の記載がありますが、(1)に「敷地境界付近に新たに引込柱を設置し」との記載があります。新たに設置する引込柱の位置については、維持管理や景観等を配慮することを前提に実施時に協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（様式集）

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質 問	回 答
1	様式第15号-2-2 (別紙1)	-	-	-	温室効果ガスの 算定方法	「3. 1. 2他人から供給された電気の使用」について排出係数は0.000462t-CO2/kWhのご指定がありますが、「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）」の「4. 様式集に対する質問」No. 17のご回答にもとづき電気事業者を事業者で提案する場合は、該当する電気事業者の排出係数を用いて算出してもよろしいでしょうか。	提案に際しては、公平性を確保するため、本組合より提示した排出係数を用いてください。
2	様式第13号-1～2	-	-	-	要求水準に対する 設計仕様書	本様式は事業者の提案仕様が要求水準を満たしていることを確認することが目的と考えます。これまで「入札説明書等に関する質問書」へのご回答の中で、事業者提案をお認めいただいている内容を反映して、事業者にて様式第13-1および様式13-2の「仕様」欄を編集してもよろしいでしょうか。	編集は行わないでください。 なお、各様式の「記入にあたっての留意事項」に従って、不要な機器、記述の提案内容を空白とすること、様式の最終行以降に追記することが可能です。
3	第15号-6-5 (別紙1)	-	-	-	-	外形標準課税は②営業費用に計上するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（基本契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質 問	回 答
1	-	-	-	-	-	第1回質疑回答書、第2回質疑回答書も、基本契約書に同封してつづりますか。それともつづることはせずに、通常通り、公告以降に開示された資料は、契約書と同等の効力を持つとの解釈で、特別に契約書と同封することはないでしょうか。	後段のお見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（建設工事請負契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	7	10条の2	1	-	管理技術者	令和5年6月9日付回答書の請負契約書にかかる質疑No.17にて、“乙型JV体制の場合には、JV各社おのおので、設計の管理技術者を通知する”との主旨で回答を頂きましたが、設計業務を担わないJV構成企業は、設計に係る管理技術者を通知する必要がないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	7	10条の3	1	-	照査技術者	令和5年6月9日付回答書の請負契約書にかかる質疑No.18にて、“乙型JV体制の場合には、JV各社おのおので、設計の照査技術者を通知する”との主旨で回答を頂きましたが、設計業務を担わないJV構成企業は、設計に係る照査技術者を通知する必要がないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	14	26	-	-	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	国交省の公共工事標準請負契約約款を引用した本条にて全体スライド・インフレスライド・単品スライドの3つを規定頂き、令和5年6月9日付回答書の入札説明書にかかる質疑回答No.45, 46でもこれらのスライド適用をお認めいただいておりますが、「公告日時点の建設物価相場」と「スライド基準日(申請日)」との差額をスライド協議していただけないでしょうか。本事業でも、令和5年5月に事業公告(この時期の最新実勢単価にて予定価積算)され、令和5年10月に入札となり、令和6年2月の事業契約と、公告から契約まで10か月、入札から契約まで5か月と、近年の急激な物価上昇を背景とすると、この期間の物価上昇を事業者側単独で負担することは難しいためにご相談しています。最近の設計施工一括発注方式では、国交省・公正取引委員会からの適正な公示価格設定の要請を受けて、公告日の物価相場を比較検討する事業例が出てきています。	建設請負契約書（案）第26条各項に記載のとおりとします。
4	14	26	-	-	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	国交省の公共工事標準請負契約約款を引用した本条1, 2, 3, 4項を根拠とした全体スライドにあたっては、本条3項にお示しの「物価指数」とは、建設物価調査会の単価や建築構造ごとの物価指数などの福岡県の指標値を採用するものと考えてよいでしょうか。	落札者決定後、協議を行います。
5	29	54	1	-	契約不適合責任期間等	契約不適合責任期間が3年間, 10年間として設定されていますが、令和2年4月の改正民法をうけて令和元年12月から改訂された国土交通省の建設工事標準請負契約約款第57条においても、“原則として二年”と指示があります。よって、工事目的物に係る契約不適合責任期間を2年に変更いただけないでしょうか。	原文どおりとします。